

1. 意見書を策定するにあたって

- ・ 県民が政策の立案過程に参画できる制度を導入するなど、県民と職員が協働して本県の行財政運営を担うことを目指す。
- ・ 高い志を有する職員と、その志を共有する住民がともに進める行財政改革と、県民個々やその一員たる県職員の自己責任の意識により、地域主権が実を挙げることを強く望む。

2. 改革の方向性

地域主権改革による時代の変化

- ・ 地方自治体自らの判断と責任で主体的な行政運営を行う必要
- ・ 地域の諸課題に対応した政策を地方自治体自ら考え、住民とともに実践し、最小のコストで最大の効果を発揮することが必要
- ・ 住民に身近な行政はできる限り市町に委ねるべきであることから、市町との連携を一層深め、効率的・効果的な体制の構築が必要

行政改革に取り組む姿勢

- ・ 県民の幸福追求のための高い意識を持ち、自らが地域に出向き、県民とともに実践していくことが必要
- ・ 職員の誰もが政策・施策を提案しやすく、能力が発揮しやすい職場づくりが必要
- ・ 職員一人ひとりが改革の理念を十分理解し、責任をもって実践することが必要

安定的な財政運営

- ・ 自主財源が少なく、歳入の多くを地方交付税などに依存している財政構造であり、今後の社会保障費等の増加に対応するため、基金を取り崩しながらの予算編成となる見込み
- ・ このような状況を踏まえ、将来に向けて持続可能かつ安定的な行財政運営を行っていくため、引き続き行財政改革が必要

3. 具体的な取組について

1. 県民と対話する新たな県庁の創造

- ・ 県民視線に立った積極的な情報発信の工夫(情報を発信する側からの考えではなく、情報を受け取る側の立場に立った情報発信)。
- ・ 県民ニーズを県政に的確に反映させ、県民の信頼・期待に対応。
- ・ 県民ニーズを把握するためには、あらゆる地域に職員が直接出向いて県民ニーズを汲み取る姿勢が必要。

2. 地域主権改革時代に対応した基礎自治体重視の県政

- ・ 市町と県間での人事交流や権限移譲等の推進による市町の行政体制のさらなる充実。
- ・ 市町村合併について、引き続き県民に対する説明が必要。
- ・ 隣接する佐賀県などとの連携強化や、専門分野における九州連携の強化。

3. 民間等との協働による県民の県政への参画

- ・ 県の施策に対して県民が提案できやすく、例えば県の政策・企画立案過程から、NPO等が参画できる体制の整備。
- ・ NPO等と県の仲介役となるアドバイザー、ファシリテーターの育成。
- ・ NPOの経営能力・活動基盤の強化に対する支援。
- ・ 指定管理者の選考方法の見直しや、選考過程の一層の透明化。
- ・ 団体の自立化を促進する観点からの出資法人の見直しと出資の必要性の再検討。

4. 時代の変化に的確に対応できる行政体制の整備

- ・ 本県の組織体制が細分化していることに対する、検証及び見直し。
- ・ プロジェクトチームの活用や部局を超えた柔軟な組織体制の整備。
- ・ 職員の年齢構成を配慮し、長期的にバランスのとれた体制の構築。
- ・ 職員数の管理は、コスト削減の観点だけではなく、業務量に応じた適正な人員配置や業務の外部化などを推進したうえで実施。

5 . 県民のニーズ（期待）に柔軟に対応できる職員・職場づくり

- ・職員は国に依存するのではなく、自らの責任で企画・立案し、実践。
- ・若手職員が政策形成過程に積極的に参加(若手職員への権限・責任の付与)
- ・県民に対する奉仕者として、県政運営にあたって明確な目的意識と責任を自覚するような職員の意識改革・人材育成。
- ・人事評価制度を全職員に導入するなど、職員に対する適正な評価と評価結果の人事・給与等への反映。
- ・若手職員を含め広く職員の政策提案・意見を反映できるボトムアップ型の組織体制の構築。

6 . 県政の将来に向けて持続可能かつ安定的な行財政運営

- ・毎年度の基金取り崩し見込額抑制のための目標額設定。
- ・徹底した内部管理経費等の一層の適正化やさらなる自主財源の確保。
- ・住民との対話による、政策の優先順位付け。
- ・未利用資産の積極的な活用。
- ・公営企業会計の経営健全化。

4 . おわりに

- ・県民主権、地域主権を実行することは容易ではなく、従前の行政手法、慣習を大きく転換し、職員の意識を変えるだけでなく、県民もその責任を自覚する必要がある。
- ・県民がそのような意識を有するためには、それ以上に県の体制、職員個々の行動や意識が変わらなければならない。

5. 長崎県行財政改革懇話会の開催状況

| | 開催日 | 主な内容 |
|--------------|-----------------------|--|
| 第1回 | 平成22年7月15日 | 懇話会への検討依頼事項の説明 |
| 第2回 | 平成22年8月2日 | 懇話会の進め方 審議内容 1. 県民主役・県民本位の県政 (徹底した情報公開、県民ニーズの的確な把握) |
| 第3回 | 平成22年8月18日 | 審議内容 2. 地域主権時代に対応した基礎自治体重視の県政 (市町との連携強化、九州各県など他県との連携) |
| 第4回 | 平成22年9月6日 | 審議内容 3. 民間等との協働による県民の県政への参画 (県民・NPO等との協働の推進、指定管理者制度の活用) 4. 時代の変化に的確に対応できる行政体制の整備 (職員の総合力発揮のための組織体制の見直し、職員数の見直し) |
| 第5回 | 平成22年9月24日 | 審議内容 5. 県民のニーズ(期待)に柔軟に対応できる職員・職場づくり (政策企画・立案機能の強化、職員の意識改革、人材育成) 6. 県政の将来に向けて持続可能かつ安定的な行財政運営 (内部管理の一層の適正化、事業の選択と集中、歳入の確保) |
| 個別委員 意見聴取 | 平成22年10月1日 ～10月12日 | 行財政改革に関する個別委員への意見聴取 |
| 第6回 | 平成22年10月18日 | 第1回～第5回及び個別委員意見聴取を踏まえた意見交換 |
| 第7回 | 平成22年10月29日 | 意見書粗案の検討 |
| 少人数 検討会 | 平成22年11月2日 | 意見書案の検討 |
| 第8回 | 平成22年11月16日 | 意見書のとりまとめ |

6. 長崎県行財政改革懇話会委員名簿

| | 氏名 | 役職名 |
|------|--------|---------------------------------|
| 会長代理 | 上田 恵三 | 長崎自動車株式会社 代表取締役社長 長崎商工会議所副会頭 |
| | 梅元 建治 | 長崎居留地ネットワーク 事務局長 |
| | 菊森 淳文 | 財団法人 ながさき地域政策研究所 常務理事・調査研究部長 |
| | 佐々木 達也 | 株式会社東美 代表取締役社長 |
| 会長 | 須齋 正幸 | 長崎大学理事（総務担当）副学長（企画・学長室担当） |
| | 高橋 信雄 | 長崎新聞論説委員長 |
| | 田中丸 弘子 | 株式会社佐世保玉屋 代表取締役社長 |
| | 中尾 郁子 | 五島市長 |
| | 西 亮 | 滲透工業株式会社 代表取締役社長 |
| | 野田 遊 | 長崎県立大学 経済学部 地域政策学科 准教授 |
| | 福喜 哲史 | 長崎ふるさと伝習塾 代表 バイオパーク株式会社 参与 |
| | 藤原 義博 | 公募委員 |
| | 森 光一 | 連合長崎 事務局長 |
| | 山口 成美 | おおむら夢ファーム シュシュ 代表取締役 |